

次世代育成支援対策推進法に基づく
「一般事業主行動計画」

社会福祉法人下関市民生事業助成会

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4年 4月 1日 ～ 令和 7年 3月31日までの3年間
2. 内容

目標1：出産や子育て、介護による退職者についての再雇用制度の実施

〈対策〉

- ・令和4年4月～ 職員へ内容の周知
- ・令和4年4月～ 該当職員への適用実施